

平成 29 年 1 月 1 日から雇用保険制度が変わりました

○ 主な改正内容は以下のとおりです

1 再就職手当の支給率が引き上げられました

平成 29 年 1 月 1 日以降の就職について、再就職手当の支給率が以下のとおり引き上げられました。

所定給付日数の 3 分の 1 以上を残して就職した場合：支給残日数の **50%** ⇒ **60%**

所定給付日数の 3 分の 2 以上を残して就職した場合：支給残日数の **60%** ⇒ **70%**

※ 再就職手当の支給率が 70% の場合、就業促進定着手当に該当した場合の支給上限額は、
基本手当日額 × 基本手当の支給残日数に相当する日数 × **30% (*)**
となります (*再就職手当の支給率が 60% の場合は、40% です。)

2 求職活動支援費が創設されました

求職活動に伴って必要となるさまざまな費用の負担軽減を図るため、「**広域求職活動費**」、「**短期訓練受講費**」及び「**求職活動関係役務利用費**」の 3 つの給付からなる「**求職活動支援費**」が創設されました。 ※ 支給要件等、くわしくは係員にお問い合わせください。

広域求職活動費

ハローワークの紹介により遠方の事業所の求人に応募し、遠方の事業所に面接に行くなど一定の要件を満たした場合に、**交通費や宿泊費の相当額**が支給されます。

平成 29 年 1 月 1 日以降の広域求職活動については、交通費計算の基礎となる鉄道等の距離要件が、往復 **300 km** 以上から **200 km** 以上に緩和されました。

短期訓練受講費（新設）

平成 29 年 1 月 1 日以降に、ハローワークの職業指導により再就職のために 1 か月未満の教育訓練を受け、訓練を修了し、一定の要件を満たした場合に、支払った**教育訓練経費の 2 割（上限額あり）**が支給されます。

求職活動関係役務利用費（新設）

平成 29 年 1 月 1 日以降に、求人者との面接等をしたり、教育訓練を受講したりするため、子のための保育等サービスを利用し、一定の要件を満たした場合に、そのサービス利用のために負担した**費用の 8 割（上限額および上限日数あり）**が支給されます。

3 移転費における着後手当の額が引上げられました

平成 29 年 1 月 1 日以降に移転した場合の着後手当の額が、以下のとおり引上げられました。

親族を随伴した場合：**38,000 円** ⇒ **76,000 円**（移動距離が 100km 以上の場合 **95,000 円**）

親族を随伴しない場合：**19,000 円** ⇒ **38,000 円**（移動距離が 100km 以上の場合 **47,500 円**）

※ 移転費の支給要件やその他の手当等、くわしくは係員におたずねください。

4 65 歳以降に新たに就職した場合でも、雇用保険の適用対象となりました

平成 29 年 1 月 1 日以降就職した場合は、雇用保険の適用要件に該当すれば、65 歳以上の方でも「**高齢被保険者**」として雇用保険の適用対象となりました。

